第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物（第九四・〇四項から第九四・〇六項までに該当する物品を除く。）	［略］
［九六・〇一 ～ 九六・一四］ 九六・一七	［略］	［略］
	魔法瓶その他の真空容器及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	［略］
備考 ［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物（第九四・〇四項から第九四・〇六項までに該当する物品を除く。）	［同上］
［九六・〇一 ～ 九六・一四］ 九六・一七	［同上］	［同上］
	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	［同上］
備考 ［同上］		

附　則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法施行規則第二条の四第二項ただし書の改正規定（「未成年者」を「二十歳未満の者」に改める部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。